



水産情報速報版

H25. 7. 5. No1313
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行＝指導部漁業振興課
URL:<http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

1. 平成 24 年度 水産白書を水産庁が公表

水産白書は、水産基本法に基づき、政府が毎年作成して国会に提出するもので、水産の動向や水産に関する施策について記述しています。今回の水産白書では、水産物の消費の問題を特集するとともに、引き続き、東日本大震災からの水産業の復旧・復興の取組について章を設けて記述しています。また、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を図るために進めている各般の施策を分かりやすく紹介しています。

平成 24 年度水産の動向として「トピックス～水産この 1 年～」では、この 1 年間の水産に関する特徴的な動きとして、①重要魚種（シロザケ、サンマ、ウナギ）の不漁とその対策、②太平洋クロマグロの資源管理の強化、③官民協働の消費拡大プロジェクト「魚の国のしあわせ」が始動、④放射性物質モニタリング調査の結果を踏まえた水産物安全対策の充実の 4 点を紹介しています。

「第 I 章特集 海の恵みを食卓に～魚食の復権～」では、①我が国周辺水域の水産資源を国民の食料として持続的に利用していくことの意義、②我が国における水産物消費の現状や消費者のニーズ、③関係者の様々な取組について記述しています。また、魚食普及・食育活動の重要性や消費者ニーズに対応する生産・流通体制への転換に向けた取組の重要性について提言しており、その取組事例として、本県から、いとう漁協による「水揚げ直後の魚を『朝獲れすり身』として販売」する事例が紹介されています。

続く、「第 II 章 東日本大震災からの復興に向けて」では、①被災地の水産業の復旧・復興の現状、②東京電力福島第一原子力発電所の事故に対応する水産物の安全性確保の取組等について記述しています。

「第 III 章 平成 23 年度以降の我が国水産の動向」では、①水産物の需給をめぐる動き、②我が国水産業をめぐる動き、③我が国の水産資源と漁場環境をめぐる動き、④水産業をめぐる国際情勢、⑤安全で活力ある漁村づくりについて主な動向を記述しています。さらに、平成 25 年度水産施策では、水産基本計画（平成 24 年 3 月閣議決定）に基づく平成 25 年度に講ずる水産施策について記述しています。なお、水産白書は、下記の水産庁ホームページにて閲覧することができます。 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/index.html>

2. 県密漁防止対策協議会開催 平成 25 年度委員・幹事合同会議

本会では、6 月 13 日水産資源の密漁防止のため、漁協系統及び取締機関との連携緊密化を図り、密漁防止体制の整備・強化並びに密漁防止の啓発普及等その対策を推進することを目的に組織する県密漁防止対策協議会の委員・幹事合同会議を開催しました。

合同会議では、荒川会長のあいさつの後、県水産業局水産資源課及び取締関係機関である清水海上保安部、下田海上保安部、御前崎海上保安署、県警察本部より、それぞれ平成 24 年度における密漁取締り状況等の報告が行われました。

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

続いて、漁村振興コンサルタント・田中克哲 氏から「密漁防止優良事例集に学ぶ」と題して講演があり、今後活動していくにあたり参考となるよう、いとう漁協における「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用した雇用者による監視活動や浜名漁協等における地元警察と連携したパトロール実施等の優良事例を学習しました。

最後に、平成 24 年度事業報告書、収支予算書並びに平成 25 年度事業計画、収支予算書設定等について審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

3. 漁業用燃油緊急特別対策等の支援措置 セーフティネット事業での特別緊急対応

高止まりする漁業用燃油価格に対し、全国漁業代表者集会の開催等 JF グループを挙げた運動の結果、最近の円安等による影響を踏まえ、平成 26 年度末までの緊急特別対策として「漁業経営セーフティネット構築事業」（現行制度）に加え、特別対策発動ラインを超える部分について、以下の特別な支援措置が行われます。

▽特別対策発動ライン原油価格 1 リットル当たり 62 円を超えた場合、国の負担割合を国 1：漁業者 1 から国 3：漁業者 1 に引き上げる。▽現行制度の未加入者は、25 年度末まで随時受付・四半期単位加入を可能とする。▽新規加入者の初回積立分及び既加入者の積み増し 1 回分の金利負担の無利子化措置を講じる。▽特別対策補填の支払要件として①既存の資源管理計画・漁場改善計画の取組に参加すること②26 年度末までに 5%以上の省エネを行う計画を提出し実施することを設定する。このほか、配合飼料価格高騰対策の補填基準の指標については、配合飼料価格へ一本化されます。

これら支援対策の対象は、現行制度セーフティネット事業の加入者となっていますので、現在、未加入者の漁業者の方々は、是非加入をご検討下さい。申し込み手続き等詳しくは、所属漁協までお問い合わせください。

なお、危機的な状況に面している漁業経営を救うための緊急対策として、自民党では、漁業者負担の軽減のための必要額を今年度の補正予算編成時に確保すること、さらに、強い水産業づくりのため、省エネの推進、水産物消費拡大、水産物輸出戦略の展開、収益性の高い漁船漁業の再構築等の総合政策を行うとしています。

4. 船舶事故ハザードマップのサービス開始 国交省 運輸安全委員会

国土交通省の運輸安全委員会では、船舶交通の安全向上のため、利用者が船舶事故等の内容・教訓について知りたい時にいつでも確認できる「船舶事故ハザードマップ」をホームページで公開いたしました。このハザードマップでは、利用者自らがパソコンからインターネットを介して、全国の船舶事故情報記録について、海域・事故種類・船舶種類・発生時期等で検索することで、漁協周辺の海図を表示し漁港から漁場の範囲内や自分の関心のある海域において、どのような海難事故があったか、当該海域にはどのようなリスクが存在するか等を知ることができます。また、地図情報機能が使えるので、漁港区域、操業海域を拡大表示して、オーダーメイドの資料を作成することができるため、漁協ごとによる海難防止の指導に貢献することが期待できますので、取扱説明書も掲示されている下記ホームページへ一度アクセスしてご利用ください。 <http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう